

○事務局

只今より、平成 29 年度第 12 回多良木町農業委員会総会を開催いたします。

○会長

本日はお忙しい中に、総会に出席をいただきありがとうございます。

3 月に入りまして、春めいた気温になってまいりました。

春に一過ありなしとか言いますが、今月のはじめの頃は、雨の日と晴れの日が繰り返してきておりましたが、ここ二、三日は安定した天気が続いております。

今日も朝から霜が降っておりまして若干冷え込んでおりました。

明日からまた本格的な春がやって来るようでして、高温に関する注意情報が発表されております。

このように暑い日、寒い日が、繰り返してまいりまして、春を迎えることとなります。

どうか体調管理には注意をいただいて、農作物の管理も、注意をしていただきたいと思います。

また、この度長い間検討協議されておりました、農事組合法人「たらぎ大地」が、今月 22 日に設立を迎える運びになっておるようです。

設立には、15 の集落営農組合の代表者の方々が、設立準備委員会のメンバーとして、ご苦労いただいております。

その準備委員会の会長と、今回設立を迎える農事組合法人「たらぎ大地」の総会の発起人代表は田中英一委員であります。

また新しい法人の監事として、林田裕司委員の名前も上がっておりまして、総会では承認されるものと思います。

新しい農事組合法人の役員として、お二方には、活躍を期待しているところでございます。

我々農業委員会も、農地利用の最適化を目指して、新規参入法人の促進に寄与することに、今後、新法人の発展に向けて委員会一丸となって支援してまいりたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力をお願いしておきます。

それから皆さんご存じのとおり、事務局長が今月末日をもって、定年を迎えられ退職する運びとなっております。

長い間、多良木町の吏員として、ご尽力された局長の定年を祝しますと共に、我々委員を、導いていただいた事に感謝を込めて、お別れ会を計画しております。

皆さん方お忙しいと思いますが、ぜひ参加をしていただいて、第 3 のステージを祝っていただければと思います。

先日から、現地調査の委員さん中にはご苦労お掛けしております。

後ほど結果の発表をしていただきたいと思います。

それから今日欠席者がおられまして、2 番、8 番、10 番が欠席されております。

総会は成立しております。

慎重にご審議いただき、全議案ご可決いただきますように、お願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

これから先の議事進行につきましては、着座の上、進めさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長

まず、日程第 1 の署名議員の指名でございますが、私から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

ないようですので、4 番、3 番をお願いします。

なお、議事録署名につきましては事務局の方をお願いをしております。

続きまして、日程第 2 議案第 47 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

申請理由の説明を事務局よりお願いします。

○事務局

日程第 2 議案第 47 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定についてです。

下記資料のとおり、農地の権利移転等についての許可申請がありましたので、許可、不許可についての意見を決定していただくものです。

番号 1 番、譲り渡し人、譲受人、お手元の資料ご覧のとおりです。

申請物件といたしまして黒肥地新堀になります。

一筆です。

申請内容はご覧のとおりです。

番号 2 番、譲り渡し人、譲受人お手元の資料ご覧のとおりです申請物件、内容等ご覧のとおりです。

一筆です。

番号 3 番、譲り渡し人譲受人ご覧のとおりです。

申請内容等ご覧のとおりです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

○9 番

農地法に基づく許可検討事項について、議案第 47 号 1 番の説明をいたします。

平成 30 年 3 月 9 日 7 番、11 番、9 番の私とで調査いたしました。

調査地は、農業用地区域内農地です。

耕作または養畜の事業に必要な機械の保有状況、農作業に従事する家族の状況から見ても、耕作農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。

譲受人は常時農作業に従事すると見込まれます。

譲受人の耕作面積の合計は、11,487 m²で下限面積の2反以上です。

許可申請に係る農地は譲り受け人の所有農地です。

申請農地は、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はない生じないと思われ
ます。

譲受人の年齢は30歳です。

以上のことから、許可条項等による許可要綱はすべて満たしていると考えます。

続きまして、第47号の2番の説明をいたします。

調査地は農業振興地域内農地です。

耕作または養畜の事業に必要な機械の保有状況、農作業に従事する家族の状況等から
見て、耕作の事業のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。

譲受人は、常時農作業に従事すると見込まれます。

譲受人の農地面積の合計は6,254 m²で下限面積の5反以上です。

許可申請に係る農地は、譲受人の所有農地です。

申請農地は、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと思われ
ます。

年齢は73歳です。

以上のようなことから、許可条項等による許可要件はすべて満たしていると考え
ます。

続きまして、議案第47号3番の説明をいたします。

調査地は、農業振興地域内の後です。

耕作または養畜の事業に必要な機械の保有状況、農作業に従事する価格の状況等から
見て、耕作の事業のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。

譲受人は常時農作業に従事すると見込まれます。

譲受人の農地面積の合計は45,949 m²で下限面積の2反以上です。

許可申請に係る農地は譲渡し人の所有農地です申請農地は農業上の効率的かつ総合
的な利用の確保に支障はないと思われ
ます。

年齢は71歳です。

以上のことから、許可条項等による許可要件はすべて満たしていると考え
ます。

終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま申請事由の説明と、現地調査結果の報告が終わりました。

これより質疑入ります。

○6番

1番のですね。

譲受人の方は人吉の方が久米で農業されているという事ですが……。

○事務局

人吉にお住まいで久米に通ってこられております。

○6 番

大丈夫ですか。

○事務局

所有されてる方が現在福岡の方にお住まいで、手をかけられないということで、この方が買われるというお話です。

適切な管理はされると聞いております。

○議長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

○13 番

今説明があった番号 3 番の件ですけども、他の方が、購入されると聞いておりましたが、・・・・・・・・。

○事務局

譲渡しが宅地と家を売却される際に、隣接の畑も一緒につけて売却したいということでしたが、宅地の購入者は畑は必要ないということでした。

譲受人が隣に山を所持されていて、そこと一緒に管理できるので自分が引き受けても良いという話になったようです。

○議長

よろしいですか。

他にございませんか。

はい。

ないようですので、議案第 47 号は、全員賛成ということで、原案のとおり決定をさせていただきます。

日程第 3 議案第 48 号多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを、議案といたします。

議案参与によって退室される方がおられます。

4 番、6 番、12 番、16 番、当該審議が終了するまで退室をお願いします。

退室されました。

それでは、退室された委員に関する議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第 3 議案第 48 号多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、平成 30 年、第 3 回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による別紙計画書につきまして、2 月 28 日付けで、多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。

退室された方の分の説明いたします。

別冊の集積計画書をごらんください。

(退室した委員の件について説明) 以上、経営計画要請の内容につきましては、経営面積従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしておると考えております。

よろしく申し上げます。

○議長

ただいま退室された委員さん方の関連議案の説明が終わりました。

この件について何か皆さん方ご意見なりありませんでしょうか。

ないようですので入室をお願いします。

議案第 48 号の残りの議案の説明をお願いします。

○事務局

別冊の総括表にて説明をいたします。

先ほどの説明の分も含まれておりますが、1 ページの総括表をごらんください。

(残り分についての説明)

以上の計画要請内容につきましては、経営面積従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。

○議長

ただいま説明がありましたように、議案第 48 号はすべて適格要件を満たしているというようなことであります。

これより質疑に入ります。

どなたか、発言などある方は出していただければと思います。

ないようですので、議案第 48 号は、原案のとおり決定をいたします。

続きまして日程第 4、議案第 49 号、事前調査委員の指名についてを議題といたします。

今回は、4 月新年度にはいりまして第 1 回目の総会があるわけですが、総会の日程を 4 月 10 日火曜日、調査を前日の 9 日月曜日と考えております。

調査委員には 8 番、10 番、12 番をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

はい。

もしもですね、都合が悪い場合は、次の方にまたお願いすることになりますので、一応こういうことで決めさせていただきます。

日程については予定どおり、4 月 10 日を総会、前日の 9 日を事前調査の日とさせていただきます。

良いでしょうか。

人事異動がありますので、歓迎会をしなければいけないと思っておりますので、4 時からがいいでしょうかね。

それで良いということですので、事前調査を 4 月 9 日月曜日午前 9 時から、総会を 4 月 10 日火曜日の午後 4 時からに決定させていただきます。

ではこれより、報告事項に入ります。

日程第 5 報告第 16 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による、小作地の合意解約の報告についてを議題といたします。

事務局より報告をお願いします。

○事務局

はい、日程第 5、報告第 16 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告について、平成 30 年 1 月 26 日から平成 30 年 2 月 26 日までの分を報告させていただきます。

お手元の資料をご覧ください（内容説明）。

以上となります。

○議長

ただいま、合意解約の報告が終わりました。

これについて何かお尋ねになりたい点とかありますか。

○17 番

5 番の案件ですけれども、本人が病気されて、農業ができないということで、本人と面談して借り手を捜してほしいということでした。

さがしておりますが、3 反ちょっとの、一件は、一応内諾を受けてます。

残りの分につきましても、一応まだそこは保留ということでもありますけど 4 反ぐらい、合計で 1 町 7 反位ですけれども、7 反いくらかの分がですねちょっと見つからない状況ですので、中山間地の組合長にも話をしたんですけども、なかなか引き受けてがいないということで、他の委員の方にもお願いをして、今探し中ですので、経緯を報告いたします。

○議長

心当たりがありましたら、情報提供をお願いします。

ほかにありませんか。

はい。

ないようですので、以上で報告事項は終わります。

日程第 6 の、人事案件についてでございますが、職員の人事は、私に一任させていただいてよろしいでしょうか。

はい、ご了承ありがとうございます。

責任を持って町長部局との交渉に当たりたいと思います。

以上で、本日提案されました議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

議事録につきましては、発言内容に支障の無い範囲で調整させていただくことをご了承下さい。

○事務局

それでは、平成 29 年度第 12 回多良木町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末に相違ないことを証する為にここに捺印する。

議長 谷口 照幸 委員 小田 康宣

委員 深水 良子 書記 川越 恭子